

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次	ページ
規 則	
◎高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎高知県消防表彰規程の一部改正 (消防政策課)	1
高知県公営企業局管理規程	
◎鏡川工業用水道運転保守規程の一部を改正する規程	1
◎高知県営発電所運転保守規程の一部を改正する規程	1
◎香南工業用水道運転保守規程の一部を改正する規程	1

規 則

高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第35号**

**高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則**

高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則（平成29年高知県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第3条から第7条までを次のように改める。

（登録簿の閲覧の方法）

**第3条** 法第10条の規定により登録簿を一般の閲覧に供する方法は、高知県のホームページにより行う方法とする。

**第4条から第7条まで** 削除

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

**高知県告示第211号**

高知県消防表彰規程（昭和42年4月高知県告示第137号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

高知県知事 濱田 省司

第8条第1項中「並びに実地を調査」を「を審査」に改める。

**附 則**

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

-----  
**公営企業局管理規程**  
-----

鏡川工業用水道運転保守規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年4月1日

高知県公営企業局長 中嶋 真琴

**高知県公営企業局管理規程第4号**

**鏡川工業用水道運転保守規程の一部を改正する規程**

鏡川工業用水道運転保守規程（昭和46年高知県企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「適当な場所に掲示するとともに、」を「掲示その他の方法により」に改める。

**附 則**

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県営発電所運転保守規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年4月1日

高知県公営企業局長 中嶋 真琴

**高知県公営企業局管理規程第5号**

**高知県営発電所運転保守規程の一部を改正する規程**

高知県営発電所運転保守規程（平成13年高知県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「適当な場所に掲示するとともに、」を「掲示その他の方法により」に改める。

**附 則**

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

~~~~~  
香南工業用水道運転保守規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年4月1日

高知県公営企業局長 中嶋 真琴

**高知県公営企業局管理規程第6号**

**香南工業用水道運転保守規程の一部を改正する規程**

香南工業用水道運転保守規程（平成24年高知県公営企業局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「適当な場所に掲示するとともに、」を「掲示その他の方法により」に改める。

**附 則**

この規程は、令和8年4月1日から施行する。